

令和4年9月26日

大分ブロックのタクシー運賃改定要請のお知らせ

令和4年9月22日、大分市内のタクシー事業者から一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定を求める旨の要請書が提出されましたので、お知らせします。

なお、大分ブロック（※1）において、本要請の日から3ヶ月の間に法人タクシー事業者全体車両数（※2）に占める申請書又は要請書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割以上となった場合、運賃改定手続きに入ります。

（7割に達しなかった場合は、運賃改定手続きを中止します。）

1. 要請者

事業者名：大分シティタクシー株式会社

住 所：大分県大分市原川2丁目3番4号

2. 運賃改定要請の概要（普通車要請分を抜粋）

【初乗運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	1. 0kmまで 600円	1. 0kmまで 500円

【加算運賃】

車種区分	要 請 運 賃	現 行 運 賃
普通車	270mごとに 100円	181mごとに 50円

（※1）大分ブロック（運賃が適用される地域）

大分県全域

（※2）大分ブロック 事業者数及び車両数（令和4年9月22日現在）

事業者数：76者

車 両 数：1, 945両

運輸と観光で九州の元気を創ります

<お問い合わせ先>

九州運輸局 自動車交通部

旅客第二課：高田、近藤

電 話092-472-2527

